

(佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正)  
一部を次のように改正する。

第二条の表中「佐賀郡富士町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正)

第十五条 佐賀県警察の組織に関する条例(昭和五十年佐賀県条例第十四号)の号)の一部を次のように改正する。

別表の佐賀県佐賀警察署の項及び佐賀県諸富警察署の項を次のように改める。

佐賀県佐賀警察署 佐賀市高木瀬町 佐賀市(諸富町を除く。)及び佐賀

郡のうち東与賀町、久保田町

佐賀市(うち諸富町及び佐賀郡の

うち川副町

#### 附 則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第十条の規定は、

公布の日から施行する。

#### 参考資料

(設置)  
第一条(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)に係る新旧対照表

(設置)  
第二条(前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。)  
一・二 略  
三 児童福祉施設

(設置)  
第四条(佐賀県射撃研修センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

(位置)  
第二条 センターは、佐賀市に置く。  
一・二 略  
三 児童福祉施設

(位置)  
第二条 センターは、佐賀郡大和町に置く。

(佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正)  
一部を次のように改正する。

第二条の表中「佐賀市」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正)

第二条 コロニーは、佐賀市に置く。

第二条 コロニーは、佐賀郡大和町に置く。

略	春日園	設	知的障害児施
略	春日園	設	知的障害児施
略	佐賀市	佐賀市	佐賀市

略	春日園	設	知的障害児施
略	春日園	設	知的障害児施
略	佐賀郡大和町	佐賀郡大和町	佐賀郡大和町

第二条(佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正)に係る新旧対照表

略	名称	施設の種類	位 置
略	正	後	
略	正	前	

略	名称	施設の種類	位 置
略	正	後	
略	正	前	

略	名称	施設の種類	位 置
略	正	後	
略	正	前	

			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第六条 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。</b>			略	略	略
			三神農業改良普及センター	佐賀市川副町	佐賀市（富士町及び旧三瀬村の区域を除く。）多久市
			三養基郡上峰町	佐賀市（富士町及び旧三瀬村の区域を除く。）鳥栖市	佐賀市（富士町及び旧三瀬村の区域を除く。）
			郡	神埼郡 三養基	小城市 佐賀郡
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第六条（佐賀県林業試験場設置条例の一部改正）に係る新旧対照表</b>			略	略	略
			三神農業改良普及センター	佐賀市川副町	佐賀市（富士町及び旧三瀬村の区域を除く。）
			三養基郡上峰町	佐賀市（富士町及び旧三瀬村の区域を除く。）	佐賀市（富士町及び旧三瀬村の区域を除く。）
			郡	神埼郡 三養基	小城市 佐賀郡
			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第一条 民有林經營の合理化を図る目的を以て、森林資源の培養及びその利用に関する試験研究並びにこれが普及指導を行うため、佐賀市に、佐賀県林業試験場（以下「試験場」という。）を設置する。</b>			略	略	略
			第一 条 民有林經營の合理化を図る目的を以て、森林資源の培養及びその利用に関する試験研究並びにこれが普及指導を行うため、佐賀郡大和町に、佐賀県林業試験場（以下「試験場」という。）を設置する。		
			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第七条（佐賀県都市計画法施行条例の一部改正）に係る新旧対照表</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（開発区域の面積の特例）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（開発区域の面積の特例）</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第九条（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</b>			改	正	前
			名 称	位 置	管轄区域
			改	正	後
			名 称	位 置	管轄区域
<b>（市町村等が処理する事務の範囲等）</b>			改	正	後


チ 定により、工事の完了の届出を受理すること。  
リ 法第三十九条第一項の規定により、工事の検査をし、定により、建築物の建設又は特定工作物の建設に関する工事の廃止の届出を受理する。  
ヌ 法第三十八条の規定による工事の廃止の届出を受理する。  
ル 法第四十一条第一項の規定による、建築物の敷地面積に対する建築物の割合等の制限を定めること。  
ヲ 法第四十一条第二項ただく書の規定により、建築物の新築等の許可をすること。  
ワ 法第四十二条第一項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等の許可をすること。  
カ 法第四十四条の規定による場合を含む)の規定により、国が行う行為について協議をすること。  
ヨ 法第五十三条第一項の規定により、建築物の新築等の許可をすること。  
タ 法第四十五条の規定による、土地の形質の変更等の許可をすること。  
ソ 法第五十三条第一項の規定により、建築物の新築等の許可をすること。  
レ 法第五十七条の二の三第一項において準用する場合を含む)の規定により、土地の指定をすること。  
ナ 法第五十五条の規定による土地の指定をすること。  
ネ 法第五十五条第二項の規定による土地の指定等の申出を受理すること。  
ソ 法第五十五条の規定により、建築物の新築等の許可をすること。  
レ 法第五十五条第一項の規定による土地の指定をすること。  
ヌ 法第五十五条第三項の規定により、土地の指定を申し出た者を土地の買取りの申出等の相手方として定めること。  
ラ 法第五十六条第一項の規定により、土地を買い取ること。  
ム 法第五十六条第三項の規定による土地を買い取らぬ旨を通知した旨の通知をすること。

定による工事の完了の届出を受理すること。法第三十七条第一項の規定により、工事の検査をし定により、建築物の建設又は特定作物の建設に関し支障がないと認めるること。法第三十八条の規定によること。工事の廃止の届出を受理すること。

ル 法第四十一条第一項の規定期により、建築面積の敷地面積に対する建築面積の割合等の制限を定めること。

ヲ 法第四十二条第二項ただし書の規定により、建築物の建築の許可をすること。

ワ 法第四十二条第一項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築物又は工作物の新築等の許可をすること。

力 法第四十二条第二項（法第五十二条の三第二項）第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、國が行う行為について協議をすることが、開発許可に基づく地位の承繼の承認をすること。

レ 法第五十二条の三第一項の規定により、建築物の新築等の許可をすること。

タ 法第五十二条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の形質の変更等の許可をすること。

ソ 法第五十三条第一項の規定により、建築物の建築の許可をすることが、法第五十七条の三第一項における土地の指定をする

ツ 法第五十五条第一項の規定による土地の指定をすること。

チ 法第五十五条第二項の規定による土地の指定等の由出を受理すること。

ナ 法第五十五条第三項の規定により、土地の買取りを申し出た者を土地の買取りの申出等の相手方として定めること。

ラ 法第五十六条第一項の規定により、土地を買い取ること。

ム 法第五十六条第三項の規定による土地を買い取らぬ旨を通知した旨の通知を

<p>廿一 法第五十七条第三項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ノ 法第五十七条第四項の規定により、土地を買いたい旨の通知をすること。</p> <p>オ 法第六十五条第一項の規定により、土地の形質の変更等の許可を行つこと。</p> <p>カ 法第八十一条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をするこ</p> <p>ト。</p> <p>ヤ 法第八十一条第一項の規定により、許可の取消し等の処分をすること。</p> <p>マ 法第八十二条第二項の規定により、同条第一項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>ケ 法第八十二条第一項の規定により、立入検査をするこ</p> <p>と。</p> <p>フ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条第一項第三号ホの規定により、開発審査会の議を経ること。</p>	<p>二十四 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 法第五十三条第一項の規定による知事に対する既存の権利者からの届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第四十三条第一項の規定による知事に対する建築物の新築等の許可申請を受理すること。</p>	<p>二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 法第五十三条第一項の規定による知事に対する建築物の建築等の許可申請を受理すること。</p>
<p>二十三 略</p>	<p>鳥栖市 基山町</p>	<p>各市（佐賀市を除く。）川副町 神埼町 東峰町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 西有田町 田町 白石町 嬉野町</p>

<p>ウ 法第五十七条第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ヰ 法第五十七条第三項の規定により、土地を買い取るべき旨の通知をすること。</p> <p>ノ 法第五十七条第四項の規定により、土地を買い取らない旨の通知をすること。</p> <p>ヰ 法第六十五条第一項の規定により、土地の形質の変更等の許可を行つこと。</p> <p>ヲ 法第八十条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすること。</p> <p>ヤ 法第八十一条第一項の規定により、許可の取消し等の処分をする。</p> <p>マ 法第八十二条第二項の規定により、同条第一項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>ケ 法第八十二条第一項の規定により、立入検査をすること。</p> <p>フ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条第一項第三号ホの規定により、開発審査会の議を経ること。</p>	<p>二十三 略</p> <p>二十四 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 法第三十四条第九号の規定による知事に対する既存の権利者からの届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第四十三条第一項の規定による建築等の許可申請を受理すること。</p> <p>二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 法第五十三条第一項の規定による知事に対する建築等の建築等の許可申請を受理すること。</p>	<p>二十三 略</p> <p>二十四 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 法第三十四条第九号の規定による知事に対する既存の権利者からの届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第四十三条第一項の規定による建築等の許可申請を受理すること。</p>
<p>ヰ 法第六十五条第一項の規定による知事に対する建築等の建築等の許可申請を受理すること。</p>	<p>各市町村 鳥栖市 諸富町 大和町 基山 諸富町 大和町 大和町 基山 三田 川原町 神埼町 東脊振町 みやき町 上峰 有田町 白石町 西有田 嬉野町 白石町 嬉野町</p>	<p>鳥栖市 諸富町 大和町 基山 諸富町 大和町 大和町 基山 三田 川原町 神埼町 東脊振町 みやき町 上峰 有田町 白石町 西有田 嬉野町 白石町 嬉野町</p>

第十条（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

(市町村等が処理する事務の範囲等)		改 正 後	
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、 それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域 連合が処理することとする。		改 正 前	
事務	市町村又は広域	事務	市町村又は広域
一九の六 略	連合	一九の六 略	連合
十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)	十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)
八 法第四十二条第五項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の招集の承認をすること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)	八 法第四十二条第三項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可をすること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)
二 法第四十四条第二項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可をすること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)	二 法第四十四条第二項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可をすること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)
本 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立て入検査をさせること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)	本 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立て入検査をさせること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)
ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を発し、及び設立の認可の取消しをするところ。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)	ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を発し、及び設立の認可の取消しをするところ。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)
チ 法第五十五条第一項の規定により、設立の認可の取消しをするところ。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)	チ 法第五十五条第一項の規定により、設立の認可の取消しをするところ。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)
リ 法第五十一条第四項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をするところ。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)	リ 法第五十一条第四項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をするところ。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)
ヌ 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受けること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)	ヌ 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受けること。	唐津市 小城市 多久市 村(有田町及び西有田町を除く)

二十六  
二十八 略

二十六  
二十八 略

ル法第五十三条の規定により、清算人を選任すること。  
ヲ法第五十四条第一項又は第二項の規定により、財産の  
処分の方法の認可をすること。  
ワ法第五十五条において準用する民法（明治二十九年九月  
法律第八十九号）第八条の規定による清算終了の届出を受理すること。

## の三年半 こ座は よ

ル 法第五十三条の四  
ヲ 法第五十四条  
ヲ 法第五十五条  
ヲ 第二項の規定によ  
リ 清算士を選任す  
リ 第五十四条  
ヲ 第二項の規定によ  
り 处分の方法の認可  
と。と。

規定によること。一項又は  
り、財産をすること。  
おいて準一項又は  
り、財産をすること。  
二十九年准一項又は  
り、財産をすること。  
第十八年准一項又は  
り、財産をすること。  
了の三准一項又は  
り、財産をすること。

<p>二十一～二十八 略</p>	<p>十九　租税特別措置法第二十八条の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の第三項第五号イ、第三十一条の第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イの規定により、宅地の造成(二以上の市町村の区域にまたがるものを除く。)が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定をすること。</p>	<p>二十　租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第三十条の二第三項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることにについての認定をするること。</p>	<p>各市町村（佐賀市を除く。）</p>
------------------	---	---	----------------------

十八 二年租税特別措置法昭和三十九年法律第二十六号及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十二条の二第二項第十三号イ、第六十二条の三第四項第十三号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六八十八条の六十九第三項第五号イの規定により、宅地の造成(二以上の市町村の区域にまたがるものと除く。)が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定をすること。	佐賀市
十九 租税特別措置法及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十二条の二第二項第十三号イ、第六十二条の三第四項第十三号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六八十八条の六十九第三項第五号イの規定による知事に対する宅地の造成(二以上の市町村の区域にまたがるものと除く。)が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請を受理すること。	各市町村(佐賀市を除く。)